

2026年4月25日

保護者の皆様

ワシントン日本語学校
校長 東間 義孝

一時帰国時の体験入学について

惜春の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、夏休み期間等を利用して、日本に一時帰国し、体験入学や一時入学の経験をすることは、大変有意義なことです。しかし、体験入学・一時入学とも、制度化されたものではなく、法規によらない一時的措置です。入学の可否は当該学校長の裁量となります。

従いまして、入学を希望する学校と、事前に連絡をとり、先方の事情が許す無理のない範囲で受け入れてもらうようご配慮をお願いします。

つきましては、希望校の受け入れにつき、次の手順で手続きをお願いいたします。

記

1. 体験入学をする学校と連絡を取り、期間、理由等を伝え、体験入学を受け入れてもらえることを保護者が確認してください。
2. 次の手続きをしてください。
 - (1) 本校ホームページ → 保護者 → 「各種手続き・届出書」 → をクリックしてください。
 - ・様式1「体験入学(園)についてのお願い」
 - ・様式2「児童・生徒の状況について」
 - ・様式3「体験入学(園)証明書」(日本の学校で証明してもらい、日本語学校に提出)上記の3種類の文書を、ダウンロード(印刷)して、必要事項を記入します。
 - (2) 上記の3種類の文書を、体験入学を希望する学校に提出ください。
 - (3) 体験入学が終了しましたら、様式3を体験入学校に記入していただき(別紙)、受け取ってください。
 - (4) 体験入学終了後、速やかに学校事務局宛(wjls@wjls.org)にメール添付送付(PDF等)で提出してください。
※必ずメールでの添付送付をお願いいたします。
 - (5) 原本を、休み明けに、学校事務局宛か担任の先生に提出ください。

3. 体験入学期間の日本語学校における出欠の扱いについて

体験入学により、日本語学校を欠席した場合、申請(体験入学(園)証明書)が受理されると、当該期間は欠席日数に数えず、授業は欠課になりません。

・例 → 日本の学校で6月8日～7月17日に体験入学(出席)をした

ワシントン日本語学校の授業日の、6月13日 6月20日 6月27日は、「欠席扱いにはしません。」

※出席扱いともなりません。

※公欠扱いで授業日とカウントされない日となります。

※ワシントン日本語学校の授業日以外の体験入学期間は、長期間でも、公欠扱いとはなりません。